

交通事故 警察・司法の至

正んだ捜査を斬る！ を消した広島県警の杜撰

少
年
19
處
死
亡
事
故



▲事故直後、現場には大破したバイクが横たわり、近くにはヘルメットが転がっていた。被害者の佳孝さんは釣り好きの青年だった(小)

飲酒運転に絡むひき逃げ事件の増加を受け、このたび、警察庁はひき逃げ厳罰化の検討を開始した。「飲酒事故」撲滅の流れは確実に前進している。連載第4回は、飲酒を証拠つける「アルコール濃度」の数値を巡る広島県警の迷走。これが信用できる「証拠」といえるだらうか。

「事故を起こし、飲酒運転が明らかな場合でも、いろんな手法で罪を免れるケースが多い。そのことに大きな怒りを感じます。そして、もしその手助けを捜査機関が行っていたとすれば、もの言えぬ被害者はどうすればよいのでしょうか?」
「そう訴えるのは、広島県広島市に住む亥下小百合さん(47)である。

小百合さんの長男・佳孝さん(当時19)が交通事故にあったのは、'02年7月13日午前2時10分頃。現場は、広島市東区矢賀の変形一字交差点。250ccのバイクに乗つてアルバイト先から帰宅途中、交差点を直進した際、赤点滅の信号を無視して右手から進入してきたVW車を避けきれず衝突したのだ。佳孝さんは肺挫傷などの重傷を負つて病院へ搬送された。

「私たちがICO(集中治療施設)に着いた時には、心臓マッサージが始められていました。でも、佳孝に取り付けられたモニターは間もなく一本の線になり……。先生の手が止まつた時、思わず『なんやめるん!』と叫んでいました。しかし、事故から2時間後、「一言の言葉も交わすことなくあの子は逝つてしまつたのです」と亥下さん夫妻はその時、息子の命を奪

つた事故がどのようなものだったのか、まったく把握できない状態だったという。間もなく、加害者の男性・Y氏(当時27)とその両親が来院。親子はそろって、夫婦の前で土下座したという。

「その時、加害者の母親が流す涙を見た私は、とうさにもし反対の立場だったら、と思い、『頭を上げてください。私も頑張りますので、お母さんも頑張ってください』と声をかけていました」(小百合さん)

だが、その後、亥下さん夫妻の元に新たな情報が複数寄せられる。加害者は飲酒運転だった」というのだ。

その後、Y氏は亥下さん夫妻からの連絡に応じ、葬儀の約一ヶ月後のお盆にてようやく仏前に手を合わせに来た。その時、自ら事故のことを語り始めたといつ。

「居酒屋の勤務を終え、閉店後に同僚3人と店で酒を飲み、一人で車を運転して帰る途中だった。Yはそう言いました。他にも、任意保険が切れていたこと、半年前に居眠り運転で橋の欄干に激突する事故を起こしていたこと……。もっと聞きたいことがありましたか、主人が『あんたも辛かるう。もういいけえ、帰りんさい』と、Yを帰しました」(小百合さん)

▲遺族が體写した鑑識記録には、訂正印は写っていないかった

「01年12月、飲酒運転の厳罰化が叫ばれ、「危険運転致死傷罪」が新設された。また佳孝さんの事故が起つた一ヶ月前（02年6月）には、道路交通法も改正され、呼気アルコール濃度0・25mg以上だった「酒気帯び」の基準が、0・15mg以上に下げられたばかりだった。それだけに、「厳罰化」をもつてしても防ぐことができなかつたY氏の飲酒行為は、遺族の悔しさをさらに募らせるものとなつた。

しかし、事故から一年半、遺族にさらなるショックが襲いかかる。なんと、Y氏は危険運転致死どころか、業務上過失致死罪で略式起訴。刑事裁判は行われず、飲酒死亡事故としては異例の、罰金のみの処分で終わつていた。その処分は「厳罰化」とは程遠いものだつた。

「飲酒・赤点減信号無視という事故なのに、なぜ刑事裁判すら行われないのか……」納得できなかつた亥下さん夫妻は事故から約2年後、広島地方検察厅に刑事記録の體写を申請。初めて捜査書類に目を通し、愕然とした。起訴状には「飲酒」の文字が入つていなかつたのだ。

まずは右上の「酔い・酒気帯び鑑識記録書」を見てほしい。事故直後、Y氏から酒臭がしたため、広島東署のA巡査部長が現場で飲酒検査を行い、結果を記したものだ。そこには、運転前の飲酒について具体的なやり取りが記録されている。注目すべきは、「3」の欄だ。加害者曰く、肝心のアルコール濃度を確認した上で数値を記入し、自筆でサインをする書式になっている。ところが、肝心のアルコール濃度の数値が、「0.05mgから「0.05g」に、二重線を引いた上で書き換えていたのだ。

長が現場で飲酒検査を行い、結果を記したものだ。そこには、運転前の飲酒について具体的なやり取りが記録されている。注目すべきは、「3」の欄だ。加害者曰く、検知管で呼気アルコール濃度を確認した上で数値を記入し、自筆でサインをする書式になっている。ところが、肝心のアルコール濃度の数値が、「0.005mgから「0・05g」に、二重線を引いた上で書き換えていたのだ。

「飲酒・赤点滅信号無視」という事故なのに、なぜ刑事裁判すら行われないのか……。納得できなかつた亥下さん夫妻は事故から約2年後、広島地方検察厅に刑事記録の謄写を申請。初めて捜査書類に目を通し、愕然とした。起訴状には「飲酒」の文字が入つていなかつたのだ。

前述のとおり、事故の一ヵ月前には道交法が改正されていた。最初に記入された「〇・25 車未満」と「酒気帯び運転」に当たる可能性が高い。だが書き直された数値（〇・〇5 車未満）なら、「酒気帯び運転」には当たらないことになる。

小百合さんは納得できない様子で語る。「これを見た時には驚きました。よく見ると、訂正された文字は筆跡もペンの太さも元の文字とは別。加害者以外の誰かが〇・〇5と書き直したことになります。しかも、訂正印も押されていないのです」

数値が書き換えられていたのは、鑑識記録書だけではなかった。Y氏の「供述調書」には「バトカーで飲酒検知を受け、少し色が変わつており〇・25未満であること」を確認しました」と記されていたが、やはり「〇・25」といつ数字だけが二重線で消され、「〇・〇5」に書き換えられていたのだ（左上）。異なるのは、こちらは同広島東署・日警部補の訂正印（認印）が押されていたことである。

実は、供述調書を作成した日警部補は、後に自分が鑑識記録書の数値も書き換えたことを認めている。'04年3月付の検察調書にその「言い分」が記されていた。

（飲酒検査の結果）検知管の色の変化は

あり、飲酒していたことは事実でしたが、検知管を見てわかる通り、数値が〇・〇5まで達していませんでした。このような場合には、通常、私たちは最低の数値である〇・〇5と報告書に記載しておりました。しかし、現実には〇・〇5までに達してはおりませんでしたので(中略)〇・〇5未満と記載したのです。
だがここには、なぜ最初に〇・225という数値が書かれていたかについての説明がまったくない。そして不可解なことに、事故当時、「ビールを飲み、〇・225

未満のアルコールが出た」と供述している。氏も、現在係争中の民事裁判では、一転してこう主張し始めたのだ。

（私は、酒には強い方なので、この程度の飲酒で酔う事はありませんし、飲酒してから一時間以上たつてから運転を始めていますので、運転にはなんら支障がありませんでした）（被告陳述書より）

小百合さんは憤る。

「これでは、本当に正式な飲酒検査をしたのかすら疑いたくなります。そもそも、検査に立ち会っていない警察官が、訂正印も押さずに数値を勝手に書き換えていいですか。これでは、飲酒運転なんていってでももみ消せるじやありませんか？」

「05年5月、亥下さん夫妻は数値を書き換えたB警部補を、「公文書変造」および「変造公文書行使」の罪で告訴した。

（遺族としては、この事故の原因が加害者の飲酒運転にあると考えており、加害者のアルコール度数は、事故原因を解明する上で最も重要な事項である。誰がい

つ、どうして書き換えたのか。遺族が明らかにしたいと考えるのは、当然である）（原告訴状要旨より）

しかし、亥下さん夫妻の訴えは届かず、同年8月、広島地検はB警部補を嫌疑不十分で「不起訴」としたのだった。

証拠たりえぬ「ズサン検査書類」

その日、不起訴の理由を検察官から聞

いた小百合さんから報告が寄せられた。

「検事は、B警部補が数値に訂正を入れたことは認めましたが、その理由は、「現場で飲酒検査をしたA巡査部長が、一ヵ月前の道交法改正で酒気帯びの基準が変わったことを把握しておらず、署に帰つて気づいたB警部補が訂正を入れたようです。これはもう、どうにもなりませんよ」というのです。訳がわかりません」

たしかに、理解不能の説明である。検知管の示す数字が0・05幅に達していないかったのなら、どちらにせよあえて違う数値を書かせる必要はないのだ。つまり、検事の説明はこう解釈できる。道交法改正を把握していないかったA巡査部長は、なぜか検知管が示した数値とは違う「酒気帯び」にギリギリ該当しない（と本人は思っていた）数値を書き込み、それに気付いたB警部補が直した、と。

結局、警部補がどのような意図で数値を書き換えたかについては不明だ。だが、こんなズサン極まりない数値が、どれだけ“証拠”として信用に値するのか。

さらに検事は、鑑識記録書の原本の力

ラーコピーを渡し、こう言ったという。

「実は、訂正の押印はちゃんと押してあるんですよ。亥下さんが謄写した鑑識記録にはたしかに何も写っていないませんが、それはスキヤナーでパンコーンに読み込み、印刷する過程で消えてしまったんです。

モノクロコピーだとほつきります」

不思議なことに、亥下さん夫妻が謄写した鑑識記録にはまったく写っていないなか

った押印が写っていた（写真上中）。

「結局、原本には訂正印があるから問題ない」と検察は言うのです。でも、印刷の過程で訂正部分の押印だけが消えてしまうことなんであるのでしょうか？」

そこで亥下さん夫妻は、広島地検が使

用しているスキヤナーなどの機種を知る

ため、情報公開請求をかけた。約一ヶ月後、ようやく開示された機種の品番を手

がかりに、該当する各ロット機器メーカー

に問い合わせたが、「パソコンに取り込ん

だデータの検証をはじめ、（広島地検と）

同一のシステム環境や設定で再現してみ

なければ（指紋が消えるかどうかは）一概

には言えません」という回答に終始した。

本誌でも実験してみたが、スキヤナー

で読み取り印刷すると、薄い指紋は消え

るどころか、鮮明に浮かび上がった。

刑事記録は被疑者の刑罰だけでなく、

民事裁判においても重要な証拠となる。

仮に広島地検に設置されているスキヤナ

ーに限つて押印が消える設定になつてい

たとすれば、これほどズサンなことはな

い。刑事記録の謄写を一枚50円という高

額で行う検察庁が、そんな設定で業務を

行つていいわけがないだろう。

結論としては、「訂正の押印は印刷の過程で消えた」とされてしまった。だが、そもそも署名押印した本人以外が、検知

書類以外のなにものでもありません」

（検事の説明のようだ）理屈が通るのな

れば、証拠によって事案を明らかにし

字を加え、又は削るときは、その範囲を

明らかにして、訂正した部分に押印しなければならない」と明記されている。

警視庁で交通取り締まりの経験もある、警察評論家・犀川博正氏は指摘する。

「（検事の説明のようだ）理屈が通るのな

れば、何のための検査書類がわからいません」

第4条（合理検査）には、（検査を行うに當

つては、証拠によって事案を明らかにし

なければならぬ）と書かれています。

押印が適正でない可能性があり、証拠と

しても不十分なこの鑑識記録書は、犯罪

捜査規範に違反しているといえます。こ

れは、「検査書類などではなく、操作

書類以外のなにものでもありません」

（危険運転致死傷罪）の新設で、飲酒事

故の最高刑は引き上げられた。だが、本

誌でも指摘してきたように、この法には抜け穴が多く、例えば飲酒運転で事故を

起こしても、その場を逃げ、アルコール濃度が下がつてから捕まれば罪が軽くな

る「逃げ得」などのケースも実際にある。

その現実を鑑み、現在、新たにひき逃げ

の厳罰化も検討されているのだ。

▶母親・小百合さんは、佳孝さんの顔写真入りのペンダントを常に身につけています

